東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成22年７月７日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年７月７日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：１４件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（Ａ）のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
2	１号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用補給水元弁のグランド部より水のリーク（１秒間に１滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
3	１号機	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ（Ａ）の出口弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	
4	２号機	停止中の復水回収ポンプ出口圧力指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力指示計を点検・調整	GⅢ	
5	３号機	タービン建屋地下１階の復水脱塩装置再生塔室内に設置されている空気作動弁（Ｃ－４）の点検において、弁駆動部付属部品に損傷が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
6	３号機	定期事業者検査（炉内構造物検査）において、原子炉再循環系ジェットポンプ（１台）の支持構造物内部部品（楔案内棒）に摩耗が認められたため、継続監視	GⅢ	
7	４号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（Ａ）の振動記録計に定時印字不良（文字変形)による判読困難が認められたため、当該振動記録計を点検・修理	GⅢ	
8	５号機	原子炉建屋地階の残留熱除去系ポンプ（Ａ・Ｃ）室内階段下部の床面より地下水の滲出（１日間に２００ｃｃ程度）及び当該床面付近に水溜り（約４０ｃｃ、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	GⅢ	
9	５号機	廃棄物処理建屋南東側ポンプエリア監視用モニタテレビ装置のカメラ遠隔操作用制御回路に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	GⅢ	
10	５号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット室換気空調系空調機の冷却水入口配管用保温材の隙間（配管露出部）に結露水の発生が認められたため、当該保温材を点検・修理	GⅢ	
11	６号機	プラント運転管理用データ印字装置に印字不良（印字部の重複）による判読困難が認められたため、当該印字装置を点検・修理	GⅢ	
12	集中環境施設	使用済燃料共用プール建屋の廃棄物処理系制御盤上の系統色別表示板（アクリル製）に一部剥離（６箇所）が認められたため、当該表示板を点検・修理	対象外	
13	その他	放射線管理区域内で使用していた警報付き個人線量計（１本）に計測動作不良が認められたため、対応検討	GⅢ	
14	その他	使用済燃料輸送容器（キャスク）保管建屋にて保管されている中型乾式キャスク（１基）の蓋間圧力指示計が２台とも指示値不良（ダウンスケール）となり、当該キャスクの健全性監視機能喪失状態が認められたため、当該建屋内エリア放射線モニタとダスト放射線モニタの指示値により汚染なしを確認したことから、当該キャスクの健全性を確認及び対応検討	GⅡ	